

四 「五 判定基準」について

新たに、「ホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物」の判定基準について、次のとおりとしたこと。

(一) 「ホルムアルデヒドは、

検査は、次の方法によって行う。

(一) 照度の測定は、光電池照度計(JIS C 1040, S1000, H100)

一 検査項目

教室等の空気環境

二 検査回数

検査は、(一)

カ 浮遊粉じん

相対沈降径一〇ミクロン以下の浮遊粉じんをろ紙に捕集し、その重量による方法(Low Volume Air Sampler 法)によって行うか、又はデジタル粉じん計を用いて測定する。

キ 落下細菌

一教室三点以上において標準寒天培地を用い、五分間露出し、三七℃で四八±三時間培養し、コロニー数 触 鄭

○・一〇mg / m³ 以下であることが望ましい。

キ 落下細菌

一教室平均一〇コロニー以下であることが望ましい。

ク 熱輻射

ること。また、それらの機能は、適切に維持されていること。

四 事後措置

(一) 井戸その他を給水源とする場合には、水源の環境をよく調べ、原水が汚染を受けるおそれがある場合は、速やかに適切な措置を講じるようにする。

ケ 学校給食従事者専用の便所(出入り口の扉は自動ドア、便器は自動洗浄装置付きが望ましい)は、調理室から直接出入りできない構造であること。また、専用の手洗い設備及び履き物を備えていること。

(一〇)

ウ 保存食は、原材料及び調理済み食品を食品ごとに五〇g 程度ずつ清潔な容器(ビニール袋等)に密封して入

二 検査回数及び検査時期

検査は、毎学年一回、プールの使用期間中に行う。ただし、一の(三)水質については、使用日数の積算が三〇

エ 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)
滴定法による。

イ 屋内プールの空気中二酸化炭素濃度

屋内プールの空気中二酸化炭素濃度は、 0.15% 以下が望ましい。

ウ 屋内プールの空気中塩素ガス濃度

屋内プールの空気中塩素ガス濃度は、 0.5 ppm 以下が望ましい。

(六)

一 検査項目

- (一) プール等の排水
- (二) 水飲み・洗口・手洗い場及び足洗い場等の排水
- (三) 給食施設等の排水
- (四) 雨水の排水
- (五) 排水の施設

二 検査回数

検査は、毎学年一回定期に行う。

三 検査事項

検査は、次の事項について行う。

- (一) プール等の排水
- (二) 水飲み・洗口・手洗い場及び足洗い場等の排水
- (三) 給食施設等の排水
- (四) 雨水の排水
- (五) 排水の施設

四 検査方法及び判定基準

プール、水飲み・洗口・手洗い場、足洗い場、給食施設及び雨水等の施設・設備からの排水状況を調べる。

(一) プール等の排水

プール等の排水は、残留塩素を低濃度にし、その確認を行うなど、適切な処理が行われていること。

(二) 水飲み・洗口・手洗い場及び足洗い場等の排水

(三) 給食施設等の排水

(二) 清掃の実施状況

四 検査方法

検査は、次の方法によって行う。

(一) 校地・校舎の清潔状況

次の項目について調べる。

(一) 清潔の状態

(二)

(六) 施設・設備は、故障していないこと。

(七) 便所の構造は、水洗便所であることが望ましい。

(八) なお、し尿浄化槽については、次の事項について調べ、浄化槽法(昭和五八年法律第四三号)に基づき適切に記入、管理されていること。

ア 塩素消毒実施の記録の有無

(四) ごみ容器等の配置・清潔

ア ごみ容器等の配置状況、清潔について調べる。

イ ごみ容器等は、校内の所要の場所に配置されており、周囲は清潔であること。

(五) ごみ容器等のネズミ、衛生害虫等の状況

(二) 衛生害虫等

ア ハエ

(ア) 成虫の活動の有無及びその程度

教室及び給食施設等で、肉眼で調べるか、又はハエ取り紙かハエ取りリボンを置いて調べる。

(イ) 幼虫の発生の有無及びその程度

厨芥置場、便所及び動物飼育場等で、幼虫の生息の有無及びその程度を調べる。

(ウ) 屋内、特に天井及び電灯の笠などに付着したハエの糞の有無

教室及び給食施設等の天井及び電灯の笠などに、ハエの糞の跡が見られるかどうかを調べる。

(エ) 夜間の係留成虫の有無

能性がある。

イ 蚊

(ア)

継続する場合は採暖等の措置が望ましい。

[飲料水の管理]

(一)

[ごみの処理]

(一) ごみは、厨芥、雑芥、ガラス・金属くず等及びリサイクルできるものに分けられ、定められた処理方法に志开联分矣椅、